

6. 設計業務等共通仕様書_公園緑地編

平成 28 年 10 月

第9編 公園緑地編	1
第1章 公園緑地設計	1
第1節 公園設計の区分	1
第9101条 設計の区分	1
第2節 公園緑地設計	1
第9102条 基本計画	1
第9103条 基本設計	2
第9104条 実施設計	3
第3節 成果品	4
第9105条 成果品	4

第9編 公園緑地編

第1章 公園緑地設計

第1節 公園設計の区分

第9101条 設計の区分

公園緑地設計業務は、次の区分により行うものとする。

- (1) 基本計画
- (2) 基本設計
- (3) 実施設計

第2節 公園緑地設計

第9102条 基本計画

1. 基本計画は、基本構想に基づき公園緑地計画の概要を具体的に示すことをいい、主に次の各号について行うものとする。
 - (1) 現況把握
 - (2) 敷地分析
 - (3) 計画内容の検討及び設定
 - (4) 基本計画図の作成
 - (5) 概算工事費の算出
 - (6) 基本計画説明書の作成
 - (7) 鳥瞰図及び透視図の作成
2. 現況把握は、計画方針の設定に必要なデータの収集と主要な条件に対する確認のため、計画区域及びその周辺地域の上位計画や自然的、社会的、人文的条件について、現況を把握することをいう。
3. 敷地分析は、現況把握により得られたデータを、敷地の改変の難易、レクリエーション利用、保存・保全等の観点から公園計画において考慮すべき項目から分析し、敷地の持つ固有の特性を明らかにし、計画区域の特性をまとめ、それらに起因する問題点等を把握することをいう。
4. 計画内容の検討及び設定は、計画内容の検討、計画方針の設定、ゾーニング、施設の配置計画をすることをいう。

- (1) 計画内容の検討は、公園の持っている位置づけ、事業費の規模、整備スケジュール、利用者の想定、住民の要望等を把握し、基本構想の内容と照合しつつ計画内容設定の与条件として整理することをいう。
- (2) 計画方針の設定は、現況把握、敷地分析及び与条件整理に基づき計画策定上、留意すべき事項等（公園の目的、意義、公園の性格、担うべき機能、敷地分析により抽出された問題点の解決方針、施設導入の基本的な考え方、利用者層、利用圏等の設定による需要予測、管理運営の基本的な考え方等）を基本方針としてまとめることをいう。
- (3) ゾーニングは、計画方針、敷地条件、地域の特性等を考慮し計画地内の土地利用の概要を定め、導入すべき機能をゾーンとして配置し、その規模、形状、ゾーン間の関連づけ等を定めることをいう。
- (4) 施設の配置計画は、ゾーニングに基づき、各々のゾーンが持つべき機能を有する施設を選定し、概略の規模、位置を設定することをいう。
5. 基本計画図の作成は、計画区域において設定した機能及び施設の配置等を平面図としてまとめることをいう。
6. 概算工事費の算出は、基本計画図に基づき、整備に必要な概算の工事費を算出することをいう。
7. 基本計画説明書の作成は、基本計画の内容及び内容設定に至るまでの検討過程についてまとめることをいう。
8. 鳥瞰図及び透視図の作成は、基本計画図に基づき、全体及び主要な部分について、立体図として仕上げることをいう。

第9103条 基本設計

1. 基本設計は、基本計画に基づき、諸施設を計画地と対応させるとともに、各施設相互の調整を図り、規模、位置、内容を設定し、実施設計の指標が明確となる概略の設計を行うことをいい、主に次の各号について行うものとする。
- (1) 与条件の細部検討
- (2) 諸施設の検討及び設定
- (3) 基本設計図の作成
- (4) 概算工事費の算出
- (5) 基本設計説明書の作成
- (6) 鳥瞰図及び透視図の作成
2. 与条件の細部検討は、前提条件（基本構想、基本計画等の上位計画）及び各種調査結果をよく吟味把握し、計画の細部について検討することをいう。
3. 諸施設の検討及び設定は、与条件の細部検討に基づき、個々の施設について位置、規模及び内容を検討し、その概略構造を設定することをいう。

4. 基本設計図の作成は、設定された施設の位置、規模及び内容等を平面図としてまとめ、各施設の名称、規模、内容、数量等について説明を加えると共に、平面図で表現できない電気、給排水等の地下埋設物、造成等については、別途図面化する。各施設のうち平面図ではその内容が示せないものについては、別途部分平面図、概略構造図、断面図、模式図を作成する。また必要に応じて、周辺の道路や主要都市施設などの位置を表す図面も添付する。
5. 概算工事費の算出は、基本設計図に基づき、施設整備等に必要な概算の工事費を工種ごとに算出することをいう。
6. 基本設計説明書の作成は、与条件の細部検討過程、諸施設の検討及び設定過程、基本設計図の補足説明、概算工事費、工程計画と年次計画、管理運営計画等に沿って、系統立てて、とりまとめることをいう。
7. 鳥瞰図及び透視図の作成は、基本設計図に基づき全体及び主要な部分について、立体図として仕上げることをいう。

第9104条 実施設計

1. 実施設計は、基本設計に基づき、諸施設の構造、材料、企画、デザイン、施工方法等を決定し、工事の実施に必要な詳細図書等の作成を行うことをいい、主に次の各号について行うものとする。
 - (1) 与条件の確認及び調査
 - (2) 実施設計の検討
 - (3) 実施設計図の作成
 - (4) 工事仕様書作成
 - (5) 数量計算
 - (6) 工事費算出
 - (7) 工期の算定
 - (8) 公園台帳変更図面案の作成
2. 与条件の確認及び調査は、次のことをいう。
 - (1) 提示された計画の内容、背景等について資料及び発注者の説明により十分把握するものとする。
 - (2) 実施設計対象の施設等について現地調査を行い位置、関連施設との取合せ、施設概要等示された与条件を照合、確認するものとする。
 - (3) 対象施設について必要な調査を行うとともに資料の収集を行うものとする。
3. 実施設計の検討は、設計対象物について、便益性、安全性、景観性、耐久性、経済性、施工性、維持管理、関係法規等への適合等施行位置、細部構造、形状寸法、材質、工法及び施工時期等に留意して検討することをいう。
4. 実施設計図作成は、工事を実施するため、次の内容を図面としてまとめること

をいう。

- (1) 事業施工場所（施工位置）
 - (2) 施工箇所現況及び撤去物
 - (3) 施設等の配置
(※施設全体の相互関係が明確になるように1枚の平面図で表現することが望ましいが、煩雑になる場合は一般平面図、造成平面図、割付寸法図、植栽平面図、施設平面図、その他平面図（給水・排水・電気配置等）毎に作成する。)
 - (4) 施設、工種別の構造、形状、材料等
 - (5) 施工法、仮設等
 - (6) 施設別（単位当り）使用材料数量等
5. 工事仕様書作成は、工事を実施するに当たり図面を補完するため、必要な事項を工事仕様書としてまとめることをいう。
6. 数量計算は、図面及び工事仕様書に基づき工種別の施工数量、及びそれに必要な材料、数量を計算する設計数量計算と、図面を作成するうえで、必要に応じ、応力又は容量等について計算を行い、設計の適正を確認することをいう。
7. 工事費算出は、実施設計図に基づき、工種別に工事費を算出し、工種別内訳書に取りまとめ、また積算の明細が必要な場合は、その根拠を明らかにすることをいう。
8. 工期の算定は、工事の実施に要する期間を算定することをいう。
9. 公園台帳変更図面案は、設計対象物の工事の実施に伴い公園台帳を組成する図面に変更が生じる場合において、変更図面案を作成することをいう。

第3節 成果品

第9105条 成果品

受注者は、表9.1.1～表9.1.3に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、納品するものとする。

表9.1.1 公園緑地基本計画成果品一覧表

設計種別	成果品	縮尺	摘要
基本公園緑地計画	基本計画図	※	
	鳥瞰図及び透視図	—	
	設計報告書	—	
	基本計画説明書	—	

※特記仕様書による

表9.1.2 公園緑地基本設計成果品一覧表

設計種別	成果品	縮尺	摘要
基本公園緑地設計	基本設計図	※	
	鳥瞰図及び透視図	—	
	設計報告書	—	
	基本設計説明書	—	
	概算工事費算出書	—	

※特記仕様書による

表9.1.3 公園緑地実施設計成果品一覧表

設計種別	成果品	縮尺	摘要
公園緑地実施設計	実施設計図	※	
	仕様書	—	
	数量計算書	—	
	工事費算出書	—	
	工期算定書	—	
	設計報告書	—	
	施工計画概要書	—	
	容量・構造計算書	—	
	公園台帳変更図面案	※	

※特記仕様書による